

(その1)

収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな) (にほんきょうさんとうちばけんとうぶちくいんかい)

- 1 政治団体の名称 日本共産党千葉県東部地区委員会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県茂原市高師571-6
- 3 代表者の氏名 椎名 史明
- 4 会計責任者の氏名 蕨 真

※該当箇所に「✓」を付すこと。

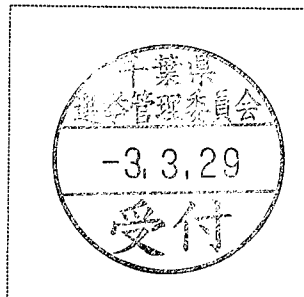
政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

問合せ先

(担当者) 椎名 史明

(電話) 0475-23-3331



資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類
(現職 ・ 候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
(現職 ・ 候補者等)

(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

1	0	2	4	0	0
3/29					

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	冠	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1					

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)				42,942,089
① (前年からの繰越額)				4,996,124
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)				37,945,965
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				36,730,621
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))				6,211,468

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 A				2,484,098
員 数				6,398

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附				19,145,781	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				19,145,781	(ア)~(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)				19,145,781	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1,598	368		20.1.31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
〃		1,512	267		20.2.28	〃	
〃		1,578	642		20.3.31	〃	
〃		1,310	612		20.4.30	〃	
〃		1,287	851		20.5.29	〃	
〃		1,329	784		20.6.30	〃	
〃		1,291	408		20.7.31	〃	
〃		1,280	520		20.8.31	〃	
〃		1,279	230		20.9.30	〃	
〃		1,283	485		20.10.30	〃	
〃		1,278	918		20.11.30	〃	
〃		1,285	001		20.12.30	〃	
こ の 頁 の 小 計		16,316	086				
合 計	F	16,316	086				

東

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
藤本 治			43,000		2020.12.20	勝浦市上野438	無職	
澤 照美			10,000		2020.12.20	勝浦市串浜1272-3	無職	
山中 和弘			36,496		2020.12.25	いすみ市大原10135-2	無職	
榎 友子			37,200		2020.12.20	いすみ市深堀248-2	看護師	
阪倉 芳枝			61,200		2020.12.20	いすみ市大原2699	無職	
井上 ひろみ			149,800			いすみ市岬町中滝1562-3	市議会議員	
			50,000		2020.6.30			
			99,800		2020.12.25			
岩井 豊重			91,000		2020.12.20	いすみ市行川1405	無職	
野中 喜一郎			300,000			夷隅郡大多喜町川畑307	農業	
			150,000		2020.6.20			
			150,000		2020.12.20			
山中 喜七			24,000		2020.12.10	夷隅郡大多喜町猿稻167-6	無職	
石井 芳清			50,000		2020.12.25	夷隅郡御宿町上布施1505-3	政党役員	
平山 一夫			30,400		2020.12.10	夷隅郡御宿町御宿台242-5	会社員	
この頁の小計			833,096					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
飯尾 暁			960	000		茂原市早野2243-9	市議会議員	
			350	000	2020.6.30			
			250	000	2020.12.10			
			360	000	2020.12.25			
北田 豊			57	200	2020.12.10	茂原市早野2408-5	無職	
岡崎 肇			104	600	2020.12.15	茂原市緑町41-2	無職	
加藤 古志郎			209	100	2020.7.31	茂原市七渡1582	農業	
椎名 史明			90	000	2020.12.10	茂原市八幡原404-1	政党役員	
平 幸子			940	000		茂原市八幡原799-24	市議会議員	
			350	000	2020.6.30			
			230	000	2020.12.10			
			360	000	2020.12.25			
石田 司郎			103	200	2020.12.10	茂原市鷲巣175-2	無職	
石井 恵子			5	000	2020.11.27	茂原市小林404	自営業	
平岩 厚志			10	000	2020.10.15	茂原市東部台3-17-5	獣医師	
この頁の小計			2,479	100				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
鶴岡 慶			30	000	2020. 12. 15	長生郡一宮町一宮 2 4 9 2-2	会社役員	
畑場 博敏			6	000	2020. 12. 10	長生郡一宮町東浪見 2 7 3 2	農業	
伊藤 美千代			16	000	2020. 12. 20	長生郡一宮町一宮 3 7 8 5-6	無職	
塩谷 法道			459	500		長生郡長生村金田 3 0 0 0-1 0 6	村議会議員	
			213	200	2020. 6. 20			
			50	000	2020. 9. 26			
			136	300	2020. 12. 10			
			60	000	2020. 12. 30			
関 克也			377	500		長生郡長生村信友 1 9 3 5-5 3	村議会議員	
			216	000	2020. 7. 20			
			110	000	2020. 11. 30			
			51	500	2020. 12. 30			
平岡 幹雄			63	600	2020. 7. 30	長生郡睦沢町上市場 2 5 6-8	無職	
市原 時夫			18	000	2020. 12. 20	長生郡睦沢町寺崎 1 7 8 8	無職	
関本 照平			37	000	2020. 11. 28	長生郡長南町市野々 1 2 3 3	無職	
この頁の小計			1,007	600				
その他の寄附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
和田 和夫			464	300		長生郡長南町千田1538-4	町議会議員	
			242	100	2020. 6. 30			
			222	200	2020. 12. 30			
市川 隆子			312	000		長生郡白子町古所2996	町議会議員	
			200	000	2020. 7. 10			
			100	000	2020. 12. 10			
			12	000	2020. 12. 20			
櫻田 あや子			408	800		東金市下武射田1237	市議会議員	
			214	800	2020. 7. 20			
			194	000	2020. 12. 20			
斉藤 隆雄			240	000	2020. 12. 30	東金市幸田679-7 第二正幸ハイツ102号	自営業	
前田 京子			54	800	2020. 7. 30	東金市宿618-4	市議会議員	
飯尾 博			30	000	2020. 12. 10	東金市御門761	無職	
西村 セツ子			5	000	2020. 12. 5	東金市田間3-55-1	自営業	
島田 榮子			30	000	2020. 12. 25	東金市福俵356	無職	
この頁の小計			1	544	900			
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考	
	十億	百万	千	円				
柴崎 春枝			30	000	2020.10.16	東金市日吉台6-15-10	無職	
猪野 裕子			10	000	2020.1.22	東金市上布田351	無職	
佐久間 久良			12	000	2020.12.20	大網白里市細草2177	農業	
長谷川 嘉智江			150	000	2020.12.20	大網白里市北飯塚330-5	無職	
富樫 正枝			50	000	2020.12.20	大網白里市南横川3127-7	無職	
北島 克己			10	000	2020.12.20	大網白里市長国366-5	無職	
長谷川 拓人			50	000	2020.12.20	大網白里市北飯塚200-7	自営業	
稲葉 農利子			45	000	2020.12.20	大網白里市柳橋845-13	会社員	
鶴岡 さとみ			3	000	2020.12.20	大網白里市みやこ野2-4-2-1302	農業	
蛭田 公二郎			500	000		大網白里市上谷新田405-75	市議会議員	
			250	000	2020.6.30			
			250	000	2020.12.25			
高橋 昭雄			40	000	2020.12.25	大網白里市木崎663-11	無職	
野田 利子			29	600	2020.12.25	山武市埴谷1091-2	無職	
土屋 健			20	400	2020.12.10	山武市蓮沼二の1919-3	無職	
この頁の小計			950	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
並木 幹男			408	500		山武市下布田296	市議会議員	
			258	500	2020. 9. 30			
			150	000	2020. 12. 30			
石澤 庸彰			45	200	2020. 12. 30	山武市埴谷1742-96	無職	
小島 雄一			8	400	2020. 12. 30	山武市埴谷2418-147	会社員	
佐瀬 一之			60	000		山武市埴谷2306	農業	
			30	000	2020. 8. 30			
			30	000	2020. 12. 30			
座波 次信			27	000	2020. 12. 30	山武市日向台40-2	無職	
谷川 優子			235	000		山武郡九十九里町片貝1741	町議会議員	
			170	000	2020. 7. 10			
			65	000	2020. 12. 10			
黒石 比佐栄			20	000	2020. 12. 25	山武郡九十九里町真亀409-8	無職	
山崎 義貞			234	200		山武郡横芝光町宮川6478-31	町議会議員	
			185	000	2020. 9. 20			
この頁の小計			1,038	300				
その他の寄附			989	100				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を複数受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
			49	200	2020. 12. 30			
秀島 成智			20	000	2020. 12. 20	千葉県稲毛区柏台1-7-402	無職	
中村 樺			600	000	2020. 12. 10	市川市八幡6-19-16	無職	
この頁の小計			669	200				
その他の寄附			10	672,785				→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計			19	145,781				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。
(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費			9,231	010					
	(2) 光 熱 水 費			368	071					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			6,173	162					
	(4) 事 務 所 費			3,935	647					
	小 計 (1)~(4)			19,707	890					
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費			10,721	138					
	(2) 選 挙 関 係 費				0					
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			921	981					
	ア 機関紙誌の発行事業費				0					
	イ 宣伝事業費			921	981					
	ウ 政治資金パーティー開催事業費				0					
	エ その他の事業費				0					
	(4) 調 査 研 究 費			289	981					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			5,089	631		5,089	631		
	(6) そ の 他 の 経 費				0					
	小 計 (1)~(6)			17,022	731					
	うち本部・支部間の交付金合計							5,089,631		円
	合 計			36,730	621					

←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費		(組織対策費等)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億 百万 千 円					
この頁の小計						
その他の支出						10,721,138
合計						10,721,138

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	<input type="checkbox"/> 該当する項目に☑ <input type="checkbox"/>		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (ビラ等作成費)			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費					
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
印刷代	十億	百万	千	円	R2. 11. 9	有裕和印刷	東京都板橋区中丸町29-8	
この頁の小計			85,250					
その他の支出			836,731					
合計			921,981					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	<input type="checkbox"/> 該当する項目に☑) <input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費		<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		(書籍購入費)						
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出				289,981				
合計				289,981				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別 区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(納付金)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
納付金			380,223	20.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
"			360,804	20.2.28	"	"	
"			316,095	20.3.31	"	"	
"			274,166	20.4.30	"	"	
"			556,406	20.5.29	"	"	
"			341,163	20.6.30	"	"	
"		1,	144,834	20.7.31	"	"	
"			425,650	20.8.31	"	"	
"			192,004	20.9.30	"	"	
"			409,521	20.10.30	"	"	
"			454,737	20.11.30	"	"	
"			234,028	20.12.30	"	"	
この頁の小計			5,089,631				
その他の支出			0				
合計			5,089,631				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
	十 億	百 万	千	円				
納付金			380,223		20.1.31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
〃			360,804		20.2.28	〃	〃	
〃			316,095		20.3.31	〃	〃	
〃			274,166		20.4.30	〃	〃	
〃			556,406		20.5.29	〃	〃	
〃			341,163		20.6.30	〃	〃	
〃		1,144,834			20.7.31	〃	〃	
〃			425,650		20.8.31	〃	〃	
〃			192,004		20.9.30	〃	〃	
〃			409,521		20.10.30	〃	〃	
〃			454,737		20.11.30	〃	〃	
〃			234,028		20.12.30	〃	〃	
この頁の小計			5,089,631					
合 計			5,089,631					

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 3 月 29 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県東部地区委員会

会計責任者の氏名 藤 眞



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要